

2024年12月13日掲載

弁護士が精選！重要労働判例 - 第406回 小田急電鉄（懲戒解雇）（覚醒剤を購入・使用した鉄道会社の従業員への退職金の全部不支給）事件

小田急電鉄（懲戒解雇）（覚醒剤を購入・使用した鉄道会社の従業員への退職金の全部不支給）事件
（東京地裁 令5.12.19判決）

懲戒解雇された元従業員の退職金につき、犯罪行為の内容、社内外に与えた影響、勤務態度等を考慮し、全額不支給を理由があると判断した事例

掲載誌：労判1311号46ページ、労経速2542号16ページ

※裁判例および掲載誌に関する略称については、こちらをご覧ください

1 事案の概要

本件は、鉄道事業等を業とするY社にて車両検査主任として勤務していたXが、覚醒剤取締法違反にて有罪判決を受けたことを理由に懲戒解雇処分および退職金不支給とされたことにつき、Y社に対し、退職金および遅延損害金の支払いを請求した事案である。

2 判断

[1] 退職金の性格・不支給について

本判決では、冒頭、退職金支給規則の記載内容等から、退職金が資格および役割に応じて1年を単位に月割りで付与される退職金付与ポイントを基礎として退職一時金、確定給付企業年金等の額が定められる仕組みとなっていること、退職金が賃金の後払い的性格を有していることを確認している。

その上で、同支給規則に基づき退職金を不支給とすることができるのは、当該従業員のそれまでの勤続の労を抹消してしまうほどの不信行為があった場合に限られると解すべきと判示している。

[2] 本件事案の検討

(1) 本件犯罪行為の内容・性質について

本件犯罪行為は、覚醒剤取締法41条の2第1項（所持）、同法41条の3第1項1号、同法19条（使用）により、いずれも10年以下の懲役に処すべきものとされる相当重い犯罪類型に該当する。直接の被害者は存在しないとはいえ、覚醒剤の薬理作用による心身への障害が犯罪等の異常行動を誘発すること、密売による収益が反社会的組織の活動を支えていること等の社会的害悪は、つとに知られているところである。

（2）社内および社外に与えた影響について

①社内に与えた影響

約5年にわたる使用歴を有するXの覚醒剤への依存性、親和性は看過し得ない水準にあったといえる。この間、Xは車両検査主任の立場にあって、管理職ではないとはいえ、首都圏の公共交通網の一翼を担う被告の安全運行を支える極めて重要な業務を現業職として直接担当していた。調査結果等に照らせば、ほぼ毎週末覚醒剤を摂取していたXが、業務への具体的影響は不明であるものの、身体に覚醒剤を保有した状態で車両検査業務に従事していたことは明らかである。この事態を重く見た被告が、延べ758名に対し延べ211時間10分もの時間をかけて再発防止のための教育措置を取ったことは相当である。

②社外に与えた影響

以上の社内的影響に加え、被告は監督官庁に本件を報告しており、限られた範囲ではあるが外部的な影響も生じている。なお、車掌や運転士等の鉄道会社やバス会社の従業員の薬物犯罪が報道され、社会的反響を呼んだ例は珍しくないのであって、本件が報道等により社会に知られるには至っていないことは偶然の結果というほかない。

（3）勤務態度について

Xは、令和4年に3日間の無断欠勤や虚偽報告を理由に課長訓戒の処分を受けたほか、体調不良等の自己都合での突発的な休暇取得が頻繁に認められる。有給休暇取得は正当な権利行使であること、急な休暇取得には子の養育等の一身上の都合が影響していることを踏まえても、Xの勤怠状況について積極的に評価することは困難である。

Xについて、本件以外に上記の課長訓戒以外の処分歴や犯罪歴は認められないものの、27年間勤務を続けていたという以上に、特に考慮すべき功労は認められない。

（4）その他について

Xは27年の勤続期間に相応する収入を得ていたと考えられること、懲戒解雇後に前払い退職金、確定拠出年金等の合計218万8571円の支給を受けたこと、Xは父が所有する住居で父母と同居していること等の事情も勘案すれば、本件犯罪行為に比して退職金全部不支給という結果が酷であると評価することはできない。

（5）判断・評価

以上によれば、本件犯罪行為は、Xの永年勤続の功労を抹消するほどの不信行為というほかなく、退職金の全部不支給は相当である。

3 実務上のポイント

退職金について、多くの会社等では、退職金支給規程等にて、懲戒解雇により退職する場合は退職金を支給しないなどの規定を設けている。しかしながら、実際に退職金の全額不支給が認められるかは、会社が想像する以上に高いハードルがある。

例えば、宮城県・県教委（県立高校教諭）事件（最高裁三小 令5.6.27判決 労判1297号78ページ）では、酒気帯び運転を理由に懲戒解雇、退職手当全部不支給の処分を受けた公立学校教員（公務員）の事案について、「個々の事案ごとに、退職者の功績の度合いや非違行為の内容及び程度等に関する諸般の事情を総合的に勘案し、給与の後払的な性格や生活保障的な性格を踏まえても、当該退職者の勤続の功を抹消し又は減殺するに足りる事情があったと評価することができる場合に、退職手当支給制限処分をすることができる旨を規定したものと解される」と判示しているところである。

退職金は一定のまとまった金銭的な給付であり、労働者も退職金の支給を前提に住宅ローンの利用など将来の生活設計を考えている場合も多く、退職金不支給の事案は法的紛争につながりやすい。

そのため、退職金支給規程等にて不支給条項の記載があるからと即断せず、「勤続の功を抹消し又は減殺するに足りる事情」があるといえるかを、「①労働者の行為それ自体が有する背信性の強弱のほか、②退職金の性格の中に功労報償的要素が占める度合い、③使用者が被った損害の大きさ、被害回復の容易性、④労働者のそれまでの功労の大小、⑤これまでに退職金が不支給・減額となった事案の有無・内容（他の事例との均衡）」（佐々木宗啓ほか『類型別 労働関係訴訟の実務〔改訂版〕Ⅱ』[青林書院] 592～593ページ）などの事情を踏まえて検討することが肝要である。

なお、Xは、本裁判中、小田急電鉄事件（東京高裁 平15.12.11判決 労判867号5ページ）を挙げて、痴漢行為により刑事罰を科された社員に退職金の一部が支払われた例があると指摘するが、問題行為の内容・性質、社内・社外に与えた影響の程度において異なるだけでなく、本事案では無断欠勤や虚偽報告により訓戒処分を受けていたことなど、過去の勤続の労、すなわち勤務態度等においても問題を抱え、特に有利な事情も認められなかった点も判断を分けたものと考えられる。

【著者紹介】

黒木大輔 くろぎ だいすけ 弁護士法人高井・岡芹法律事務所 弁護士

2006年日本大学法学部卒業、2012年法政大学法科大学院修了。2017年神奈川県弁護士会登録、2019年第一東京弁護士会登録、2020年高井・岡芹法律事務所（現・弁護士法人高井・岡芹法律事務所）入所。共著として、『2024年版 年間労働判例命令要旨集』（労務行政）、『Q&A現代型問題管理職対策の手引—組織強化と生産性向上のための実務指針を明示—』（民事法研究会）等がある。

◆弁護士法人高井・岡芹法律事務所 <https://www.law-pro.jp/>

■裁判例と掲載誌

①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名⁽¹⁾係属裁判所⁽²⁾法廷もしくは支部名⁽³⁾判決・決定言渡日⁽⁴⁾判決・決定の別⁽⁵⁾掲載誌名および通巻番号⁽⁶⁾

(例)小倉電話局事件⁽¹⁾最高裁⁽²⁾三小⁽³⁾昭43.3.12⁽⁴⁾判決⁽⁵⁾民集22巻3号⁽⁶⁾

②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所（後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷、および大法廷における言い渡しであることを示す）

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所（支部については、「○○地裁△△支部」のように続けて記載）

③掲載誌の略称は次のとおり

民集：『最高裁判所民事判例集』（最高裁判所）

集民：『最高裁判所裁判集民事』（最高裁判所）

労民集：『労働関係民事裁判例集』（最高裁判所）

労判：『労働判例』（産労総合研究所）

労経速：『労働経済判例速報』（経団連）

判時：『判例時報』（判例時報社）

判タ：『判例タイムズ』（判例タイムズ社）

労旬：『労働法律旬報』（旬報社）